

公 告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 10 条の 2 の規定により公表する平成 25 年度に策定する見通しの実施方針に関する事項は次のとおりである。

平成 25 年 4 月 1 日

豊橋市長 佐 原 光 一

- 1 特 定 事 業 の 名 称 豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業
- 2 特 定 事 業 の 期 間 20 年間
- 3 特 定 事 業 の 概 要 下水汚泥等バイオマス資源のエネルギー利用のための
メタン発酵施設等の建設、運営及び維持管理
- 4 対 象 施 設 等 の 立 地 豊橋市公共下水道 中島処理場用地内
- 5 実施方針を策定する時期 平成 25 年 11 月
- 6 担 当 課 上下水道局総務課 電話 0532-51-2705
環境部環境政策課 電話 0532-51-2414